

税についての作文 名寄税務署長賞など

6人が入賞

国税庁と全国納税貯蓄組合連合会が主催する、中学生の「税についての作文」について下川町も共催し募集を行いました。これは、将来を担う中学生の皆さんのが、身近に感じた税に関すること、学校で学んだ税に関すること、テレビや新聞で知った税の話などを題材とした作文を書くことで、税についての关心を持ち、正しい理解を深めていただくことを趣旨として行われているもので、下川町からは、下川中学校3年生22人の応募があり、次の優秀作6品を選考し、表彰及び記念品の贈呈を行いました。



近年、自然環境の悪化が国際問題となつていまますが、日本はどのように動き始めているのでしょうか。日本の行動の一つとして、平成三十一年三月に「森林環境税及び森林環境譲与税に関する法律」が成立しました。これにより、「森林環境税」と及び「森林環境譲与税」が創設されました。森林環境税創設の主な趣旨としては、温室効果ガス排出削減の目標の達成や災害防止等を図るための森林整備等に必要な地方財源を安定的に得るために、創設されました。また、森林環境税は、令和六年度から国税として一人年額千円を市町村が徴収されることとされています。

私はこの税の制度をみ



下川中学校三年
斎藤丈喜

私は、森林環境税についてもつとたくさんの人々に周知させることで、さらに自然環境の改善や税についての関心も高まると考えます。人から徴収するものではあります。日本に住む人々全員が力を合わせて物事を成しとげてあります。このことから、「森林環境税」は、ひとりがしっかりと税金を負担することによって、これまでからの未来、温室効果ガス排出削減や地球温暖化防止などの自然環境をより良くする政策や公共事業、SDGsの目標の達成に税を通して参加することができると考えます。

税金といふものは一定のものであります。ひとつは、個人から徴収するものであります。日本に住む人々全員が力を合わせて物事を成し上げてゐることと変わりないと思ひます。このことから、「森林環境税」は、ひとり負担することによつて、この排出削減や地球温暖化防止などの自然環境をより良くする政策や公共事業、くする「SDGs」の目標の達成に税を通して参加することができます。中学生の私達が税について学び始め、理解することができます。日本の将来や世界を、大きく変えることができます。いふといふことを皆思ひます。

税務住民課 税務収納グループ
4-2511内線 113 ☆4-251103